

9月22日（木）

平成 23 年 9 月 22 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

地方自治法第 121 条による出席者

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|---------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修一郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀代子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 公 安 委 員 長 | 佐 藤 勇 夫 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 人 事 委 員 長 | 黒 木 奉 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山之内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び決算議案の上程であります。

議案第1号から第21号まで、並びに請願第6号、及び継続審査中の請願第3号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第3号については賛成多数、その他の議案、請願については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、東日本大震災対策、口蹄疫・経済復興対策及びその他必要とする経費について措置することとしたものであり、38億600万円余の増額補正となっております。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、繰越金23億1,400万円余、繰入金12億1,000万円余が主なものとなっております。この結果、補正後の一般会計の予算の規模は5,843億5,600万円余となります。

このうち、県民政策部所管の予算につきましては、3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算額は118億4,600万円余となります。また、総務部所管の予算につきましては、22億4,300万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,395億7,500万円余となります。

次に、議案第6号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、現在、すべて公募により行っている指定管理者の募集について、緊急時の場合等において速やかに指定管理候補者を選定することができるよう、非公募による候補者選定を可能とする規定を追加するものであります。

このことについて委員より、「本県の地域経済を循環させるため、指定管理候補者を県内事業者に限定することはできないのか」との質疑があり、当局より、「県内事業者の育成も必要であるが、一方では競争性を確保することも必要であるので、双方のバランスをとることを念頭に置いて指定管理候補者の選定手続を進めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、議案第21号「宮崎県中山間地域振興計画の策定について」であります。

これは、持続可能な中山間地域づくりに取り組むため、中山間地域の振興に関する基本的な施策の展開方向を示すものであります。

このことについて委員より、「計画では、県、市町村、住民等の協働がうたわれている。県民に協働を求めるのであれば、事業の実施段階において具体的に何をどうすればよいのか、見えるようにしていただきたい」との要望がありました。

また、複数の委員より、「集落の活性化に向けた次世代の育成という観点においては、教育が重要となってくるので、計画に掲げる施策の

具体的な推進に当たっては、学校の統廃合の進め方や通学区域のあり方についても十分な検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、「行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権の付与を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第6号に基づくものであります。行政書士制度は、昭和26年の行政書士法施行以来、複雑多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、国民と行政との橋渡し役として国民生活にも広く浸透しているところであります。

しかしながら、行政不服審査法については、行政書士は試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されるなど、不服審査手続に精通しているにもかかわらず、手続の代理権が付与されていないこともあり、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言えない状況にあります。

このようなことから、国に対して、国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進を図るため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る行政不服審査手続の代理権を付与するよう強く要望するものであります。

次に、「国の経済対策により造成した基金の設置期限の延長等必要な財政措置を求める意見書」についてであります。

国においては、長引く景気低迷の中、平成20年9月のリーマンショック以降、数次の経済対策を実施してきたところであり、各都道府県では、国の交付金を原資に地域経済の活性化等のための各種基金を造成しているところであります。

今回の予算議案に関連して委員より、これらの基金の設置状況について質疑があり、当局より、「本県においては、現在、20の基金を造成し、必要な事業を行っている。これらの基金のほとんどが平成23年度に、また残る基金についても26年度までに設置期限を迎えることとなっている」との答弁がありました。

これらの基金を原資とする事業の中には、地域における雇用の維持・創出、妊婦検診費用の助成、子宮頸がん予防ワクチン等の接種促進、私立高等学校の授業料減免、民間団体等が行う子育て対策等の支援など、地域経済の活性化や雇用対策はもとより、医療や福祉を初めとする県民の暮らしの維持に必要な不可欠な取り組みが多く見受けられます。

特に、自主財源が乏しく財政基盤の脆弱な本県においては、基金にかわる新たな財源が確保できない場合には、これらの事業の継続が困難となり、県民生活に大きな影響が生じることが懸念されるところであります。加えて、地域経済は依然として停滞を続けている中、最近の歴史的な円高や株安の進行によって厳しさが増しており、基金を原資として実施している事業については、さらに積極的に展開していくことが求められる状況となっております。

よって、国においては、これまでの国の経済対策で造成した基金の設置期限の延長や増額、基金にかわる新たな財源の確保など、必要な財政措置を講ずるよう強く要望するものであります。

次に、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書」についてであります。

政府は昨年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、貿易自由化を柱とす

るTPPについて、関係国との協議を開始することを菅前内閣総理大臣が表明するとともに、本年1月の総理の施政方針演説において、6月を目途に交渉参加を判断するとされたところでもあります。その後、東日本大震災の発生もあり、本年5月に閣議決定された「政策推進指針」において、TPP交渉参加の判断時期については総合的に検討するとされており、新たな野田内閣において、今後、急速に議論が進められていくことが懸念されます。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているため、将来、本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業と食が壊滅的な影響を受けることは明らかであります。また、無原則的に外国人医師や看護師の受け入れが加速し、国内の医師や看護師不足に拍車をかける可能性があるほか、外国人労働者の国内労働市場への流入による雇用の悪化、国民皆保険制度の崩壊など、幅広い分野でさまざまな影響が指摘されているところであります。

本県にとっても、基幹産業である農林水産業を初め、さまざまな分野で影響が懸念されるとともに、東日本大震災の被災地の復旧・復興にも支障を来すおそれがあります。

よって、国においては、農林水産業や医療、労働など、国民生活や経済全体に多大な影響を及ぼす可能性が高いTPP交渉に参加することがないよう強く要望するものであります。

以上、これら3件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する

調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、前回一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助の決定に伴うものや基金事業の実施に伴うもの等で、一般会計で10億4,800万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は985億2,700万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は989億800万円余となります。

このうち、生活福祉資金貸付事業についてあります。

これは、県社会福祉協議会が実施する低所得世帯等の自立助長を目的とした生活福祉資金の貸し付けに要する事務費について補助を行うものであり、資金貸し付けや相談事務に従事する相談員の増員、及び東日本大震災被災地への職員派遣に伴う増額補正であります。

このことについて委員より、被災地への職員派遣の具体的内容について質疑があり、当局よ

り、「県社会福祉協議会等が、東日本大震災の被災地へ延べ23人の職員を派遣し、生活福祉資金の一つである緊急小口資金の貸付事務や、災害ボランティアセンターの活動を支援したものである」との答弁がありました。

次に、介護職員等によるたんの吸引等の研修事業についてであります。

これは、たんの吸引について研修を行うことにより、医師の指示のもとに適切に実施できる介護職員を養成し、たんの吸引等が必要な要介護高齢者等に対する介護サービスの向上を図るとともに、より安心・安全な介護サービスの提供を図るものであります。

このことについて委員より、研修の受講対象者について質疑があり、当局より、「介護福祉士やホームヘルパー以外の方も含めて、施設の介護職員すべてが対象になる」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「有料老人ホームの中には無届けの施設もあるが、どのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「有料老人ホームについては、設置運営指導指針に基づき指導しており、届け出のない施設についても実態調査をした上で指導をしている。また、法律上、届け出義務がない施設に対しては、届け出をし、指導に応じるよう通知を出している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後も、さらに調査、指導に力を入れてほしい」との要望がありました。

次に、認定こども園整備事業についてであります。

これは、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てるこ

とができる体制整備を図るものであります。

これに関連して委員より、「現在、国では幼保一体化についての検討が行われているが、制度改革に当たっては、現場の意見を十分に踏まえ、子供に焦点を当てた検討を重ねるよう国へ要望してほしい」との意見がありました。

そのほか、今回の補正予算では、国の交付金を原資として造成されている各種基金を活用した事業がありますが、これら基金は平成23年度から平成26年度までに設置期限を迎えます。

当委員会といたしましては、必要不可欠な事業の原資となっている基金については、その設置期限の延長や増額等を国に対して働きかけることを要望いたします。

次に、病院局における県立延岡病院救命救急センターの整備についてであります。

これは、県北の第2次・第3次救急医療体制の中心的な役割を担っている県立延岡病院内の救命救急センターについて、県北地域の救急医療機能の充実を図るため、新たに救命救急センター棟を整備するものであります。

このことについて委員より、「センター棟の整備に伴い、人員体制についても充実が図られるのか」との質疑があり、当局より、「当面は現在の体制のまま対応することになるが、今後、専門医の確保に努めるなど充実を図りたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早急にスタッフの拡充に努めることを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、財団法人宮崎県産業支援財団の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「この財団は、中小企業等に対する総合相談窓口の設置や各種ファンド事業による支援など、宮崎県の産業振興にとって非常に有益な法人である。しかしながら、長期間継続している事業や、それらに係る職員の配置においては、さらなる改善の余地があるのではないか」との意見があり、当局より、「組織規模の適正化や事業の見直しについても、今後、必要に応じて検討を進めていく」との答弁がありました。

次に、県の施策により創出された雇用等についてであります。

このことについて複数の委員より、「平成22年度における新規雇用創出数は3,442人との報告があったが、これは実際の雇用者数ではなく、事業完了後に見込まれる雇用者数も含まれており、議論するに当たっては、実際の雇用者数が重要であるため、実態の把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第13号から第15号の「工事請負契約の締結について」であります。

このことに関連して委員より、「県と工事請負契約を締結した建設業者等が県内事業者を下請として活用していない事例があると聞いているが、現状について教えてほしい」との質疑があり、当局より、「最終的には、県と工事請負契約を締結した建設業者等の判断となるが、県としては、下請として県内事業者が活用されるよう文書などをお願いをしている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「技術力を必要とするなどの理由で無理な場合はあると思うが、できる限り県内事業者が活用されるよう努めていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内事業者が下請として活用され、また建設資材等の県内調達ができるよう、幅広い意味での地産地消を進めていただくよう要望いたします。

次に、「社会資本整備予算の確保に関する意見書」についてであります。

本年3月に発生した東日本大震災は、広範な地域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であります。また、今月襲来した台風12号は、これまでの想定を上回る集中豪雨を伴い、各地に深い傷跡を残しました。豪雨や地震などの災害が発生しやすい地理的特性下にある我が国において、どこで起こるか分からない次なる災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国土の強靱化を図ることは喫緊の課題であります。

こうした中、先般閣議決定された平成24年度予算の概算要求基準においては、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費は別枠とされていますが、他の裁量的経費などは、平成23年度当初予算に比べ、一律10%削減を求める内容となっております。これでは被災地を支えるべ

き他の地域の経済まで落ち込むこととなり、かえって復興の足かせとなるばかりでなく、次なる災害への備えにも重大な支障を来すことになります。

また、世界経済が混迷を深める中、日本経済も円高・デフレ等の問題に直面しており、大変厳しい財政運営の中にあっても、機動的かつ効果的に地域の経済対策や雇用対策を講じていくことが必要であります。

よって、国においては、平成24年度予算の概算要求に当たり、社会資本整備予算を確保するよう強く要望するものであります。

なお、この意見書提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億2,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は254億3,800万円余となります。

このうち、森林再生のための森林情報精度向上事業についてであります。

これは、森林の情報を管理する森林地理情報システムに地籍調査等に基づく森林境界や所有者名などの情報を入力し、データの精度向上を図るものであります。

このことについて委員より、「今回の調査により蓄積されたデータについては、今後の森林経営計画の策定などに有効に活用してもらいたい」との要望がありました。また、別の委員より、「森林地理情報システムは、県、市町村、森林組合に配備されているとのことだが、システムの森林情報は広く民間業者にも提供できるようにすべきではないか」との意見があり、これに対して当局より、「国において民間事業者への情報提供の方向性が示されたので、今後、検討していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県林業公社についてであります。

このことについて委員より、「林業公社改革研究会の議論は非公開で行ったとのことだが、今後は公開の場で議論を行ってほしい」との意見がありました。

また、複数の委員より、「林業公社改革研究会の意見では、公社を廃止するより存続したほうが県の負担額は小さいとされているが、公社存続を前提として試算されたものではないのか」との意見や、「県民にとって公社を存続させるのが本当に最良なのかを判断するために、公社が破産した場合の県の負担額や、公社を存

続した場合の県の負担を軽減する方策など、あらゆる角度から検討した資料を示してもらいたい」との要望がありました。

これらに対して当局より、「慎重に検討して、県としての方針を示したい」との答弁がありました。

次に、浄化槽の法定検査についてであります。

このことについて複数の委員より、「法定検査でありながら、受検率が23%弱と低迷しているが、文書での通知だけでなく、訪問等により直接説明することも必要であり、検査機関や保守点検業者等とも連携して受検率を上げるように努力してもらいたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億100万円余、特別会計で3,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は396億300万円余となります。

このうち、家畜防疫体制強化事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「昨年の口蹄疫蔓延の反省に立って、県が責任を持って防疫体制の強化を図ってもらいたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「口蹄疫が万一発生した場合に埋却地の確保ができなければ、県の責任となるのではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「埋却地については、農家における確保の指導及び公有地の確保が県の責務であり、市町村と連携して進めるこ

ととしている」との答弁がありました。

次に、宮崎県内水面振興センターについてあります。

このことについて複数の委員より、「内水面の秩序維持に重要な組織であるが、センターで供給しているウナギ稚魚の採捕量は、県内に供給される量の3.6%にとどまっている。また、センターの事業は限られた地域を対象としており、事業の見直しやセンターのあり方を検討していく時期に来ているのではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「センターの体制について関係業界とも協議してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、さきに述べました林業公社や内水面振興センターのほか、今回報告のあった農業振興公社などの法人につきましても、将来を見据えて、県民の負担が軽減され、かつ法人にとって最善となる経営や事業のあり方について、改めて真摯に検討されるよう強く要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、河野哲也委員長。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案

・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の公益財団法人宮崎県暴力追放センターについてであります。

当センターは、暴力団対策法に基づき指定を受けており、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援や、犯罪被害防止の事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「センターの重点推進事業である暴力追放相談活動の事業実績と対応状況はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「22年度の相談受理件数は152件で、相談内容としては、暴力団等反社会的勢力に関する問い合わせの相談が最も多く、次に、金品等不当要求事案やヤミ金等の金銭トラブル、書籍等の不当購読・寄附金要求に関する相談、暴力団離脱関係の相談となっている。相談の多くはセンターで対応しているが、対応できないものは警察や弁護士に引き継ぎを行う等、適切に処理している」との答弁がありました。

次に、企業局における電気事業についてであります。

このことについて委員より、「東日本大震災による原子力発電所の事故の影響で、新エネルギーの研究等が注目されている。今の経済・産業活動や家庭生活の維持には電気は必要不可欠なものであることから、今後、企業局が最も力を入れるべきものは電気事業であると思うが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「電気事業は企業局の基幹事業であることから、電力の安定供給に努めることはもとより、今後は、ダムの維持流量や農業用水等を

活用した中小水力発電の検討を進めていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「公営企業として健全経営を維持することはもとより、本県の経済発展に大きく貢献されるよう電気事業のさらなる推進に努める等、強力な取り組みをしていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,200万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は1,117億5,700万円余となります。

このうち、高等学校等生徒修学支援基金積み立てについてであります。

この基金は、東日本大震災で被災し、本県に避難してきた世帯のうち、経済的な理由から就学等が困難となった幼児、児童または生徒の教育機会の確保に資するものであります。

このことについて委員より、「東日本大震災の影響の長期化が予想される中、国においてはこの基金は今年度までとなっているが、来年度以降の事業のあり方についてどのような考え方を持っているのか」との質疑があり、当局より、「今後も、児童または生徒等の家計の状況によっては修学が困難な状況が続くと考えられることから、当該基金事業の存続を望んでおり、全国教育長協議会を通じて国に要望している」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提案されました議案に対する討論を行います。

まず、議案第3号、第19号及び第20号について、反対の立場から討論いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、地方税法が改定されたことをもって県条例も改定を行うとするものですが、その一つに、不申告等に関する過料の引き上げ及び新設が提案をされております。過料とは、軽い行政罰、刑罰ではないと記されています。今回の改定は、この過料をこれまでの3万円以下から10万円以下に引き上げるというものですが、今、長引く景気低迷の中で、仕事のない人、まじめに働いても所得が少なく、税金がなかなか納められないといった人がふえている状況があります。こうした中で過料を大幅に引き上げるとすることに道理があるのでしょうか。今回の大幅引き上げには反対をするものです。

次に、議案第19号及び第20号については、国営都城土地改良事業、同じく綾川2期土地改良事業における市町村負担金徴収について、徴収

金額の変更を行うとするものですが、本来、国の直轄事業については国が責任を持って事業を執行することが当然であるとする基本的立場から、いずれの議案にも反対をするものです。

次に、議案第7号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案に反対するものではありませんが、ただ、条例改正の中で、現在、延岡にある特別支援学校3校を統合して新たな特別支援学校をスタートさせることに関して、一言言及したいと思います。

新たな特別支援学校の来年4月の開校に向けた準備が進められており、施設設備の整備状況などについては議案質疑の中でも伺ったところですが、学校現場の先生方や保護者の方々も、建設工事の進捗状況とともに、施設設備の不十分さ、また新たな体制整備についてのさまざまな不安を抱えておられる状況があります。

既に把握をしておられることと思いますが、例えば特別支援学校での食育において欠かせないランチルームがないことで懸念されるさまざまな課題、調理室など特別教室の不足から起こる授業への支障、スクールバスに希望する生徒が乗れるのか、またJR駅が遠くなって、電車やバスなど公共交通機関を利用する生徒への対応が図れるのか、子供たちの健康管理を担う養護教諭の配置はどうなっているのかなどなどです。

これから開校するこの学校は、障がいを抱える子供たちの新たな学びの場、生活の場となるわけですから、より万全な体制が求められるもので、こうしたさまざまな心配や要望には丁寧に十分にこたえていくことが必要であると思います。何より大事なことは、子供たちにとって

どうあるべきが最善なのかを考えることだと思います。ですから、今後、施設設備の建設が間に合わない事態が予想される場合は、生徒の安全を第一義的に考慮して、開校を延期するなどの措置を早目に、柔軟に検討することも必要なことではないでしょうか。医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して、多様な教育ニーズに対応した専門性の高い教育を目指すとする新しい特別支援学校です。子供たちにとって、安心・安全、そして健やかな学びの場になることを願っての討論としたいと思います。

次に、請願についてです。

前回に続いて継続審査との報告がありました請願第3号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」については、採択を求めるものです。

ことしの最低賃金の改定額が示されました。時給が全国平均で7円上がって737円です。宮崎県は全国平均に及ばず、4円の引き上げにとどまり、646円です。全国最下位が645円ですから、わずか1円の差で、依然として最下位クラスに位置することには変わりはありません。地域ごとの格差を見ても、最高と最低で時給192円もの差があります。昨年の最低生計費の調査で全国ほとんど差がないことが報告されておりますが、本来、全国一律の最低賃金制度が必要なことは言うまでもありません。最低賃金以下で働く労働者をなくすことや、全国でも最下位クラスに位置する本県の最低賃金の見直しを図ることは当然のことであり、喫緊の課題でもあります。最低賃金を引き上げることで消費購買力をふやし、県民の暮らしや地域経済を立て直すためにも、同請願の採択を強く求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号、第19号及び第20号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号、第19号及び第20号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号、第2号、第4号から第18号まで及び第21号採決

○外山三博議長 次に、議案第1号、第2号、第4号から第18号まで及び第21号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第6号採決

○外山三博議長 次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書

議員発議案第2号

専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書

議員発議案第3号

特定疾患治療研究事業の充実と財源確保を求める意見書

議員発議案第4号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の恒久法への見直しを求める意見書

議員発議案第5号

東九州自動車道の全線開通を求める意見書

議員発議案第6号

細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書

議員発議案第7号

公共交通機関の存続に向けJR九州等に係る経営支援継続を求める意見書

議員発議案第8号

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担拡充等に係る意見書

議員発議案第9号

原子力発電・エネルギー政策に関する意見書

議員発議案第10号

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

議員発議案第11号

第11回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 総務政策常任委員長 山下 博三
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第12号

行政書士に行政不服審査法に係る不服審査
手続の代理権の付与を求める意見書

議員発議案第13号

国の経済対策により造成した基金の設置期
限の延長等必要な財政措置を求める意見書

議員発議案第14号

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交
渉への参加に反対する意見書

平成23年9月22日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 商工建設常任委員長 松村 悟郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第15号

社会資本整備予算の確保に関する意見書

◎ 議員発議案第1号から第15号まで
追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第15号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項

及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第15号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第24号から第28号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第24号「平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成22年度の一般会計と13の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,714億2,381万7,000円、歳出7,596億8,617万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億1,474万1,000円となっております。

平成22年度の財政運営につきましては、雇用の確保と就業支援、地域医療の再生など、新みやざき創造戦略に基づく重点施策を積極的に推進するとともに、最終年度となった宮崎県行財政改革大綱2007の財政改革プログラムの取り組みを着実に実行し、投資的経費の縮減・重点化や一般行政経費の徹底した見直し、さらには人件費の縮減等に努め、収支不足の圧縮を図ったところであります。

一方で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等の危機的事象に対応するため、多額の財政措置を要することとなり、さらには景気の低迷が続く中、今後とも社会保障関係費の大幅な増加が見込まれるとともに、口蹄疫の発生等により疲弊した本県経済の再生・復興のための経費が必要となるなど、引き続き、本県財政は厳しい状況が続く見通しとなっております。今後も、選択と集中の理念を徹底し、本年6月に策定しました第3期財政改革推進計画に基づき、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営に転換できるよう、財政改革を進めていく必要があるものと考えております。

議案第25号から議案第28号までは、平成22年度の4つの公営企業会計の決算について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほ

どお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、28日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時54分散会

9月28日（水）

平成 23 年 9 月 28 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 岩 下 斌 彦 | (自民党つくしの会) |
| 3 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 6 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 7 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 8 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 15 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 16 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 17 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 丸 山 裕 次郎 | (同) |
| 23 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 24 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 25 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 34 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 35 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 県 民 政 策 部 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 加 藤 裕 彦 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 近 渡 辺 義 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 四 本 孝 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 成 合 修 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 |

◎ 議案第24号から第28号までに対する質疑

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第24号から第28号までに対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第24号から第28号までに対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出をされました議案第24号から第28号の平成22年度における決算議案に対する質疑を行います。

まず、一般会計歳出における不用額についてお伺いいたします。

22年度の不用額が総額で62億444万円余と多額に及んでおります。特に民生費、衛生費で13億5,000万円余、農林水産業費で17億円余、教育費で6億6,000万円余となっておりますが、その内容、理由についてお聞かせください。

次に、監査意見書での指摘事項について伺います。

随意契約、委託契約についての留意点や財務会計事務について、依然として多くの事務処理の誤りが見受けられたとのことですが、その内容について伺います。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、保健・福祉の関連で、市町村国保における国保税の滞納状況、短期保険証や資格証明書の発行状況、保険証未交付世帯の状況につい

てお聞かせください。また、未交付世帯に対する県の対応について伺いたいと思います。また、生活保護世帯の状況について、その推移もお聞かせください。あわせて、特別養護老人ホームの入所待機者の状況、そして、どのような対策がなされてきたのかについて伺いたいと思います。

次に、雇用関連で伺います。まず、立地企業における平成22年度の雇用実績をお聞かせください。また、緊急雇用創出基金事業、ふるさと雇用基金事業による雇用実績をお伺いします。あわせて、平成22年度における企業倒産及びその従業員数についても伺います。

次に、農業関連でお伺いいたします。本県の農業就業の状況について、その推移もあわせてお聞かせください。また、新規事業で取り組んだみやざき担い手経営資源継承総合対策事業の内容と成果についてお伺いをいたします。

次に、教育関連でお伺いします。新規事業で取り組まれた中学校1年生少人数学級推進事業について、内容及び成果について、また、今後の方向性についても教育長にお伺いいたします。また、特別非常勤講師の活用事業についても、内容、成果についてあわせてお聞かせください。

次に、県立病院事業会計について伺います。平成22年度決算で、単年度の純損失が3億7,400万円余、累積欠損額273億6,600万円余と、厳しい経営状況が示されておりますが、単年度の純損失の圧縮などの努力が積み重ねられております。現状の分析と、公的な中核医療機関としての役割を踏まえた今後の改善をどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わり、後は自席から行います。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

大きくは4項目ございました。

初めに、民生費及び衛生費の不用額についてであります。民生費の不用額につきましては、生活保護の扶助費のほか、重度障がい者等への医療費助成や社会福祉施設の整備費補助等の事業において、必要額が見込みを下回ったこと、また、災害救助費において、幸いにも、新燃岳の噴火対策で土石流等の大きな災害が生じなかったことなどによるものでございます。衛生費の不用額につきましては、子宮頸がん等に係るワクチン接種、難病や肝炎に係る医療費助成の事業等において、必要額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、市町村国保に関する一連のお尋ねでございます。

まず、市町村国民健康保険税の滞納世帯は、平成22年6月1日現在で3万6,580世帯となっております。このうち、短期被保険者証を交付されている世帯数ですが、1万5,627世帯となっております。

次に、被保険者資格証明書を交付されている世帯数でございますが、3,130世帯となっております。

次に、被保険者証、短期被保険者証、資格証明書のいずれも持っていない、いわゆる未交付世帯でございますが、市町村への聞き取りを行ったところ、現時点で、22市町村、8,986世帯となっております。

次に、未交付世帯に対する対応につきましては、それぞれの事情に応じた適切な対応が図られるよう、市町村への助言等を行っているところでございます。

次に、生活保護についてであります。平成23

年3月の被保護世帯数は1万2,343世帯で、平成22年3月と比較しますと、818世帯、7.1%増加しており、厳しい雇用・経済情勢を反映して、依然として増加傾向が続いております。

最後に、特別養護老人ホームの入所待機者の現状と対策についてであります。特別養護老人ホームへの申込者数は、平成22年4月時点で3,425人となっております。申込者への対応につきましては、認知症高齢者グループホームや小規模特別養護老人ホームの整備に努めますとともに、在宅での生活を支援するため、デイサービスや訪問介護等の利用促進にも努めているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、立地企業の雇用についてであります。平成22年度に認定した立地企業は32件でありますが、工場建設等の設備投資に時間を要しますことから、年度内に操業を開始した企業は15件で、企業の事業計画によりますと、操業当初の雇用者数は301人となっております。

次に、基金事業による雇用実績についてであります。平成22年度は、延べ人数で申し上げますと、緊急雇用基金事業で3,017人、ふるさと雇用基金事業で798人、計3,815人となっております。

最後に、県内企業の倒産状況等についてであります。民間調査会社によりますと、平成22年度の負債額1,000万円以上の倒産企業の件数は、58件となっており、その従業員数は449人となっております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、農林水産業費の不用額についてで

ございます。不用額の主な要因といたしましては、口蹄疫、鳥インフルエンザに係る殺処分や消毒ポイントの設置等の家畜防疫対策に要する諸経費の執行残、及びその影響を受けました農家に対する経営再開支援等の事業費確定に伴う執行残でございます。

次に、農業就業の状況とみやぎき担い手経営資源継承総合対策事業の成果についてであります。2010年農林業センサスによりますと、本県の販売農家数は3万958戸で、5年前から12%減少し、また、農業就業人口は5万7,076人で、14%減少するなど、農業従事者の減少が進んでおります。このような中、県では、新規就農者等の担い手の育成・確保を図るため、本事業におきまして、農地やハウス等の経営資源を円滑に継承する仕組みづくりや、研修会の開催等による農業法人等の育成に努めたところでございます。その結果、平成22年度は、9つの産地で経営資源継承計画が策定されますとともに、301名の新規就農者が確保されるなど、担い手の育成が図られたところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

県立病院事業の現状分析と今後の改善、展望についてであります。県立病院では、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、収益の確保や徹底した経費削減の取り組みにより、大きく収支が改善したところでありますが、休診科の医師確保に確実な見通しが立たないなど、依然として厳しい状況にありますことから、引き続き、全県あるいは地域の中核病院としての役割を果たしながら、一層の経営改善に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、教育費の不用額についてであります。主なものは、県立学校耐震対策事業において、経費の縮減を図ったこと及び入札に伴う執行残によるものであります。また、教職員の人件費におきまして、職員に産休や育児休業等があった場合に補充しております臨時的任用講師等の雇用実績や、職員の時間外勤務手当等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、中学校1年生少人数学級推進事業についてであります。本事業につきましては、小学校から中学校に進学した際に生じるさまざまな課題の改善を図り、中学校3年間の落ちついた学校生活を送る基礎とするために、平成22年度から、中学校1年生に35人以下の少人数学級を実施したものであります。この事業によりまして、生徒一人一人へのきめ細かな指導が可能となり、個に応じた指導ができるようになった、生徒の人間関係を把握しやすく、トラブルを未然に防ぐことができるようになったなどの成果が見られたところであります。このようなことから、今後も引き続き、中学校1年生における少人数学級の継続を図っていく必要があると考えております。

最後に、特別非常勤講師の活用についてであります。この事業は、小中学校における教科や総合的な学習の時間の指導等の充実を図るため、書道や英語活動、農業、その他の専門的知識や技能を有する地域人材を特別非常勤講師として活用する事業であり、平成15年度から8年にわたって実施をいたしました。その成果といたしましては、特別非常勤講師の専門的な指導により、児童生徒の学習意欲の高まりや技能の向上等につながるとともに、地域人材を学校

の教育活動に生かすことで開かれた学校づくりの一助になったものと考えております。なお、このような取り組みによりまして、地域人材を活用した教育の推進につきましても、一定の成果を上げることができましたので、この事業につきましても、平成22年度で終了することにしたしましたが、今後とも、社会人等の地域人材の活用が図られるよう、各市町村教育委員会への情報提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○代表監査委員（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、随意契約等についてであります。物品購入等において複数業者による見積り合わせとすべきものを、一者随意契約としていたものや、保守点検業務委託等で、委託期間終了前に委託料を支払っていたものなどがありました。

次に、財務会計事務については、例えば窓口で収納した現金について、指定金融機関への払い込みがおくれていたものや、旅費について、バック旅行の計算誤りなどにより支給額を間違っていたもの、などが多数見受けられました。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきましたが、今、代表監査委員から御説明もいただきましたけれども、財務会計事務における指摘について、県として、その受けとめと対応をどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○会計管理者（豊島美敏君） 財務会計事務につきましても、公正で適正な事務の執行が何よりも重要でありますので、今回の指摘事項を踏まえて、職員の財務会計事務の研修や出先機関に対する実地指導検査等の充実を図るなど、よ

り一層、職員の事務処理能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

最後になりますが、これから決算議案についてはさらに深めていきたいというふうに思いますが、最後に知事にお伺いをしたいというふうに思います。この平成22年度の決算、知事としてどのように総括されておられるかお伺いをし、終わりたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県の財政状況であります。県税等の自主財源が少なく、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する構造的な問題を抱えておられて、長引く景気低迷に加えまして、三位一体の改革により減少した地方交付税が回復をしない中、社会保障関係費の増嵩などもありまして、非常に厳しい状況に置かれているという認識がございます。

このような中、特に平成22年度におきましては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などに対応するために、延べ12回にわたって補正予算を計上し、これは過去最高の回数になるわけですが、それに伴い、多額の財政措置が必要となり、極めて厳しい財政運営を強いられたところであります。

このため、歳入面におきましては、特別交付税や口蹄疫対策転貸債などを初めとする必要な財源の確保に積極的に取り組んでおります。また、これは22年度の歳入になるわけではございませんが、この10月15日から発売されます口蹄疫復興宝くじ、そのような財源確保策などもしっかり手を打ったところであります。

歳出面では、人件費や投資的経費の縮減・重点化及び事務事業の見直しのさらなる強化な

ど、徹底した行財政改革に取り組んだところ
あります。このような取り組みの結果、財政調
整のための基金の取り崩しの圧縮でありますと
か、臨時財政対策債などの償還財源が確保され
た特例的な県債を除く実質的な県債の発行の抑
制を図るなど、全体としましては、厳しい財政
状況に対応いたしまして、堅実かつ着実な財政
運営を行うことができたのではないかと考えて
おります。

○前屋敷恵美議員 それぞれありがとうございました。
知事もありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、
議会運営委員会から議案の送付を受けまし
たので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年9月28日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します

記

議員発議案第16号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第16号上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び
第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の
付託を省略して、直ちに審議することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

本案を、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よっ
て、議員発議案第16号は、原案のとおり可決さ
れました。

◎ 議案第24号から第28号まで

決算特別委員会付託

○外山三博議長 次に、議案の委員会付託につ
いてお諮りいたします。

議案第24号から第28号までの各号議案につ
いては、ただいま設置が決定しました決算特別委
員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等
のため、暫時休憩いたします。

執行部は、ここで退席となります。

午前10時22分休憩

午前10時33分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長
互選結果）

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会	委員長	十屋	幸平
	副委員長	山下	博三

○外山三博議長 以上で報告は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日午後から10月10日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月11日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

10月11日（火）

平成 23 年 10 月 11 日 (火 曜 日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 岩 下 斌 彦 (自民党つくしの会)
- 3 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 西 村 賢 (同)
- 6 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 7 番 松 村 悟 郎 (同)
- 8 番 内 村 仁 子 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 15 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 16 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 17 番 太 田 清 海 (同)
- 18 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 丸 山 裕次郎 (同)
- 23 番 押 川 修一郎 (同)
- 24 番 外 山 衛 (同)
- 25 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀代子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 横 田 照 夫 (同)
- 34 番 中 野 一 則 (同)
- 35 番 中 野 廣 明 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 十 屋 幸 平 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 渡 稲 土 加 米 岡 児 豊 濱 甲 日 柏 渡 佐 鶴 村 宮 | 元 邊 用 持 藤 原 村 玉 島 砂 斐 限 田 辺 藤 見 社 本 |
| 県 民 政 策 部 長 | 福 祉 保 健 部 長 | 俊 亮 博 正 弘 裕 隆 夫 巖 紀 敏 一 早 文 郎 徳 人 夫 男 継 尊 |
| 総 務 部 長 | 環 境 森 林 部 長 | |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 農 政 水 産 部 長 | |
| 農 政 水 産 部 長 | 県 土 整 備 部 長 | |
| 会 計 管 理 者 | 企 業 局 長 | |
| 病 院 局 長 | 財 政 課 長 | |
| 教 育 委 員 長 職 務 代 理 | 教 育 長 | |
| 公 安 委 員 長 | 警 察 本 部 長 | |
| 人 事 委 員 長 | 代 表 監 査 委 員 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 山之内 稔 | 修 稔 |
| 総 務 課 長 | 武 田 宗 仁 | 宗 仁 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 浩 太 郎 | 幸 浩 太 郎 |
| 政 策 調 査 課 長 | 議 事 課 長 補 佐 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| | | 前 田 陽 一 |

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第24号から第28号に係る「平成22年度決算の認定」について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入7,714億2,381万7,000円、歳出7,596億8,617万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が25.8%の増、歳出が25.3%の増と、口蹄疫の影響等により大きく増加しております。この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は117億3,763万9,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億1,474万1,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が72億9,453万7,000円、歳出が49億7,391万6,000円で、差し引き残額は23億2,062万1,000円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は46億6,317万9,000円、事業費用は41億4,725万1,000円で、当年度純利益は5億1,592万8,000円であります。供給電力量の目標達成率は、夏場以降、少雨傾向であった影響により94.5%となっており、電力料金収入の目標達成率も98.5%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は3億5,701万2,000円、事業費用は2億7,649万1,000円で、当年度純利益は8,052万1,000円であります。なお、給水量の目標達成率は112.9%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の事業収益は4,342万9,000円、事業費用は2,289万円で、当年度純利益は2,053万9,000円であります。なお、施設利用者数の目標達成率は97.6%となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成22年度の収支状況は、事業収益が266億1,731万1,000円、事業費用が269億9,171万円で、当年度純損失は3億7,439万9,000円となり、第1期中期経営計画に掲げられていた単年度黒字化には及ばなかったものの、前年度と比較すると、純損失は7億5,430万6,000円減少しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、

議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、本県財政について、持続的に健全性が保たれるよう、自主財源の一層の確保に努めるなど、財政改革の着実な実行に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、収入未済額の縮減について、効果的な滞納整理等による一層の取り組みを進めること。

1つ、移住促進について、他の振興施策を効果的に組み合わせるなど、地域の活性化につながるよう取り組むこと。

1つ、国際定期航空路線の維持・充実について、これまでの取り組みを十分検証した上で、将来にわたって安定的に利用者が確保できるよう、相互交流の促進などの取り組みを強化すること。

1つ、自殺ゼロプロジェクトについて、実態の分析等をさらに進めるなど、一層の自殺対策に取り組むこと。

1つ、児童虐待について、市町村との連携や子供を守るネットワークの充実など、児童虐待防止対策をより一層強化すること。

1つ、県立病院について、人事体制の見直し等により、経営ノウハウの蓄積を図るなど、さまざまな方策を検討し、経営改善により一層取り組むこと。

1つ、商工会等の支援について、十分な予算を確保すること。

1つ、東九州メディカルバレー構想について、大分県や旭化成などの関係団体等と十分に連携し、実現に向けて最大限の努力をすること。

1つ、都市計画等によるまちづくりについて、関係機関や市町村と連携し、商工業者等のニーズに合ったきめ細かい施策を展開することにより、中心市街地等の活性化を図ること。

1つ、口蹄疫からの再生・復興について、畜産農家の経営再開を支援する取り組みを積極的に行うとともに、防疫体制の一層の強化を図るほか、観光振興対策なども含めた地域経済の活性化につながる各種施策を積極的に講じること。

1つ、浄化槽の適正管理について、引き続き制度の啓発に努めるとともに、保守点検業者等とも連携して、法定受検率が向上する仕組みを講じること。

1つ、県産材の利用促進について、PRに努めるとともに、需要拡大のための施策を講じること。

1つ、元気な農家をつくる経営健康診断について、農家の経営改善の実態が把握できる事業内容に改善するとともに、より多くの農家が取り組めるよう努めること。

1つ、事業所における暴力団等の排除について、民間事業所はもとより、行政職員の意識の向上に資する取り組みに努めること。

1つ、県立高等学校のキャリア教育について、本県産業を担う人材を育成する取り組みとして、より積極的に推進すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について、特段の改善と努力が図られるよう、重

ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第24号「平成22年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対を表明し、討論をいたします。

平成22年度は、4月20日に発生した口蹄疫の終息に向けた懸命な取り組みや、農家を初め地域経済に及んだ甚大な被害からの再生・復興が、畜産宮崎県政の重要かつ最大の課題となりました。同時に、この口蹄疫被害が、長引く景気低迷や雇用問題にも追い打ちをかけることにもなりました。また、国政でも、新政権にかわったものの、国の社会保障費削減路線が続く中で、ますます国民・県民の暮らしは厳しい状況に置かれてきました。こうした中で、県政が県民の願いにどれだけこたえ、県民福祉の増進という地方自治体本来の責務をどう果たしたかが大きく問われました。

決算状況は、地方交付税は前年度と比較して12.3%ふえたものの、地方交付税の代替財源

である臨時財政対策債は前年度を上回る560億1,400万円余とふえ、その結果、県債発行額は口蹄疫対策転貸債の発行などとも相まって2,146億5,100万円余、県債残高は1兆597億3,100万円余と膨大な額に達し、公債費は931億4,400万円余とさらに前年度を上回りました。こうした状況では、決して健全な財政運営は図られません。臨財債の償還が30年にも及ぶやり方は、地方財政にも大きな負担を負わせることは明らかであり、地方交付税のあり方をもとに戻すよう強く求めていくことが必要です。

また、自主財源の根幹をなす県税収入は、前年度に比べさらに減収、個人県民税が収入未済額の79.2%を占めるなど、厳しい県民の暮らしが浮き彫りになっています。さらに今、社会保障と税の一体改革と称して、国民にさらなる負担増が押しつけられようとしています。国民の暮らしが守られ安定してこそ、地域経済の活性化も図られ、税収に結びつくものです。国民への過度な負担増には、反対の態度を表明することが必要であることは言うまでもありません。

県政運営では、まず第1に、農業関連で冒頭述べましたが、口蹄疫被害からの再生・復興にどれだけ尽力したかです。まずは、県の職員の皆さんの日夜を分かたぬ献身的な御努力に敬意を表するものです。口蹄疫は、被害農家はもちろんのこと、関連産業や地域経済へ深刻な影響を及ぼし、復興への対策はまだまだこれからです。感染ルートの解明や防疫対策、畜産形態のあり方など、多くの問題、課題を残しました。今後さまざまな要望にこたえる復興支援を含め、課題解決の迅速な施策対応を求めたいと思います。

第2に、福祉の施策において、国民健康保険

では、国保税を納めたくても納められない滞納世帯に対する1カ月程度の短期保険証や医療窓口10割負担となる資格証明書の発行が、合わせて1万8,757世帯、また、いずれの保険証も交付されていない未交付世帯は、22市町村で8,986世帯に及んでおり、前年度を2,658世帯も上回るという深刻な事態が明らかになっています。事実上、医療を受けられない人がふえる、助かる命が守れない、こうした国民皆保険制度の崩壊につながりかねない事態をしっかりと直視して、「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」と国保法にうたわれているように、県民に責任を負う県の責務をしっかりと果たすことが求められていると思います。また、高い保険税となっている主な要因でもある、引き下げられている国庫負担をもとに戻すことを国に求めるのは当然のこと、国保は社会保障であるとの位置づけを明確にして、県も支援をすることが求められていると思います。また、3,000人を超える方々が特養ホームの入所を待っておられますが、一向に解消されてはおりません。対応のおくれを指摘し、早急な対策を求めるものです。

第3に、商工施策については、本県の経済を下支えしている地元中小零細企業の支援より、誘致企業への助成が大きいことです。誘致企業による雇用の創出等も必要ではありますが、自治体間の過度な条件競争に走ることは、自治体本来の姿ではなく、厳に改めることと思います。雇用対策は、地元企業の行う雇用拡大にも直接支援を行うなど、地元中小企業の支援をしっかりと位置づけることが必要だと思います。

第4に、市町村合併の問題では、44あった自治体は26自治体となりました。昨年度、合併し

た5つの市に、5億円余の合併支援交付金が交付されています。公共施設の建設や設備などのハード事業に充てられていますが、合併後の住民の暮らしがどのように変わったのか、本当に必要な合併だったのか、十分な検証が必要であり、行政の責任が求められていると思います。

第5に、国の直轄事業については国が責任を持って、県の直轄事業については県が責任を持って、事業を執行することが当然であるという立場を表明してきましたが、決算において、改めて県の支出や市町村からの徴収は見直すことを求めるものです。

最後に、宮崎県行政改革大綱2007に基づいて、行財政改革の名で、県職員の大幅削減とさまざまな県の管理運営を民間へ移す指定管理者への委託・民営化、そして国の人事院勧告に追随した職員給与の引き下げが行われてきました。このことは県内経済にも大きな影響を及ぼし、とりわけ大惨事となった東日本大震災からも、公務員の果たす役割が見直されることとなっています。改めて、過度な人員削減や給与のあり方についての再考を求めたいと思います。

以上、平成22年度決算について、幾つかの問題点を指摘し、決算についての反対討論といたします。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第24号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成者起立]

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成23年10月11日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第17号

葉たばこ農家の支援を求める意見書

◎ 議員発議案第17号追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第17号を日程に追加し、議題とするこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第17号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年9月定例県議会議会を閉会いたします。

午前10時23分閉会